

令和5年度集団指導資料

実地指導を通じての留意点について －自立支援給付費－

療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、施設入所支援

群馬県健康福祉部監査指導課 令和5年6月

【説明項目】

1 利用料

2 介護（訓練等）給付費（減算）

3 介護（訓練等）給付費（加算）

【おわりに】

（参考）

1 利用料（1／3）

事業者が直接利用者等に求めることが適当である金銭

各サービスに応じて指定基準に定められているものの実費負担
（食事の提供に要する費用、創作的活動に係る材料費、光熱水費、
日用品費 等）

参考：受領が可能な「その他の日常生活費」（日常生活においても通常必要となるものに
係る費用であって、利用者等に負担させることが適当と認められるもの）の範囲

[障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年12月6日障発第1206002号）]

1 利用料（2／3）

「その他の日常生活費」の具体的な範囲

利用者の希望によって、事業所が提供するもの

- ①身の回り品として日常生活に必要なもの。
- ②教養娯楽等として日常生活に必要なもの。
- ③送迎を提供する費用。（注：送迎加算を算定している場合は、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に限る）

※サービスの提供に要する費用として介護給付費等に含まれるものについては、徴収することはできません。

1 利用料（3／3）

【留意事項】

- ・ 具体的な内容や金額を運営規程や重要事項説明書、利用契約書等に明記し、あらかじめ利用者等の同意を得ていること。
- ・ 施設で負担すべきもの、サービスにより徴収が認められないものを負担させていないこと。（例：生活介護で一律に提供するおむつ代等）
- ・ 給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目でないこと。
- ・ 実費負担の内訳、積算根拠が明確になっていること。
- ・ 利用料の支払いを受けた場合は、領収書を交付していること。

※上記留意事項の内容について、指導（注意事項）事例あり。

2 介護（訓練等）給付費（減算）（1／7）

適正なサービスの提供が確保されていなかった場合、所定報酬単価から差し引く。

（1）定員超過利用減算

【療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練】

※【 】内は対象サービス種別。以下同様。

以下のいずれかに該当する場合、所定単位数の70%を算定

- ・ 1日当たり利用者数が、定員が50人以下の場合は当該定員の110%（150%）を、定員が51人以上の場合は当該定員から50を差し引いた員数の105%（125%）に55（75）を加えた数を、それぞれ超過している場合。
- ・ 過去3か月間の平均利用人員が、定員の105%（125%）を超過している場合。

※（ ）内は生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練は除く）

2 介護（訓練等）給付費（減算）（2／7）

（2）サービス提供職員欠如減算

【療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練】

- ・ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定。
- ・ 減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合は、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定。

※ 職員の異動や退職、1月以上の長期休暇者が出た場合は、要注意。人員配置再確認。

2 介護（訓練等）給付費（減算）（3 / 7）

（3）サービス管理責任者欠如減算

【療養介護、生活介護、自立訓練】

- ・ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定。
- ・ 減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された5月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定。

※みなし配置の場合、みなし配置可能期間が過ぎているサービス管理責任者を配置している場合、減算の対象となる場合あり。みなし配置可能期間に要件を満たす必要あり。
障害政策課 説明資料「運営上の留意事項について」の内容を参照。
(みなし配置可能期間を過ぎて未配置となり、減算指摘事例あり。)

2 介護（訓練等）給付費（減算）（4／7）

（4）夜勤職員欠如減算

【施設入所支援】

- ・ 夜勤時間帯において夜勤を行う生活支援員の員数が基準に満たない事態が2日以上連続して発生した場合、または、夜勤時間帯において夜勤を行う生活支援員の員数が基準に満たない事態が4日以上発生した場合、翌月において利用者全員について、所定単位数の95%を算定。

2 介護（訓練等）給付費（減算）（5／7）

（5）個別支援計画未作成減算

【療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練】

【指摘事例等】

- ①個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた。
- ②個別支援計画作成に係る一連の業務が適切に行われていない。

【改善のポイント】

- ・ サービス管理責任者の指揮の下、個別支援計画を作成する。
- ・ サービス提供開始にあたり、速やかに個別支援計画を作成し、利用者又はその家族に説明し、文書により利用者の同意を得て、交付する。
- ・ 計画作成に係る一連のプロセスを経て、個別支援計画を作成する。
（一連のプロセスについては、処遇・看護の説明を参照）
- ・ アセスメントや会議の記録を行う。

2 介護（訓練等）給付費（減算）（6／7）

（個別支援計画未作成減算）

【療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練】

- ・ 個別支援計画が未作成又は個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の70%を算定。
- ・ 減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合は、減算が適用された3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の50%を算定。

※6月ごと（自立訓練は3月ごと）のモニタリング、計画の見直しについても適切に行うことが必要。

2 介護（訓練等）給付費（減算）（7/7）

（6）身体拘束廃止未実施減算

【療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練】

次の①から④のいずれかに該当する場合、基本報酬を5単位/日 減算

- ①身体拘束等に係る記録が行われていない場合。
- ②身体拘束適正化検討委員会が開催（年1回以上）されていない場合。
- ③身体拘束等の適正化の指針が整備されていない場合。
- ④身体拘束等の適正化のための研修が実施（年1回以上）されていない場合。

※速やかに改善計画を県に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を県に報告する。
事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間減算する。

身体拘束を行っていない場合でも
②～④は取り組む必要あり。

3 介護（訓練等）給付費（加算）（1／22）

加算は基本単位に上乗せできる報酬で、要件を満たした場合に算定できる。
ただし、要件を満たさず請求を行った場合は「不正請求」となり「返還措置」を講ずる必要がある。

※サービス種別により加算の種類・要件は異なるため、各々を確認すること。

☆加算の算定要件等を満たすべき数を算定する場合の利用者数について

①当該年度の前年度（前年4月1日～翌年3月31日）の平均利用者数

（利用者数の平均：前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数）

②新設又は増改築等で前年度実績が1年未満の場合の算定

- ・新設等の時点から6月未満 ⇒ 便宜上利用定員の90%
- ・新設等の時点から6月以上1年未満 ⇒ 直近6月における全利用者の延べ数を6月間の開所日数で除して得た数
- ・新設等の時点から1年以上経過 ⇒ 直近1年間における全利用者の延べ数を1年間の開所日数で除して得た数

3 介護（訓練等）給付費（加算）（2／22）

（1）初期加算及び入所時特別支援加算

【初期：生活介護、自立訓練 入所時：施設入所支援】

サービス利用の初期段階におけるアセスメントの手間を評価した加算。

サービス利用の初期段階では、利用者の居宅を訪問して生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に手間を要することから加算。

【留意事項】

- ・アセスメントが行われていない、アセスメントの記録がない場合には算定不可。
- ・障害者支援施設等の併設又は空床利用の短期入所を利用していた者が、日を空けることなく、引き続き障害者支援施設等に入所した場合（短期入所から退所した翌日に入所した場合を含む）については、入所直前の短期入所の日数を30日から差し引いて得た日数に限り算定すること。

3 介護（訓練等）給付費（加算）（3／22）

（2）訪問支援特別加算

【生活介護】

概ね3ヶ月以上継続して利用していた者が、連続して5日以上利用がない場合に職員が利用者の居宅を訪問して、相談援助等（家族との連絡調整、引き続きサービスを利用するための働きかけ、個別支援計画の見直し等の支援）を行った場合に、月2回まで算定できる加算。

【留意事項】

- ・ 個別支援計画に訪問時に提供する支援の内容を位置づけていない、利用者の同意をあらかじめ得ていない場合には算定不可。
- ・ 実際に訪問に要した時間で算定するのではなく、個別支援計画に基づいて行われるべき支援に要する標準的な時間で算定すること。

3 介護（訓練等）給付費（加算）（4／22）

（3）欠席時対応加算

【生活介護、自立訓練】

利用者（障害者支援施設等に入所する者を除く）が、あらかじめ利用を予定していた日に急病等により（通院や他のサービスの利用等により、あらかじめ決まった曜日に休む利用者は対象外）その利用を中止した時、電話等により利用者の状況を確認し、連絡調整・相談援助などを行い、その内容等を記録した場合に1月につき4回を限度として算定。

【指摘事例等】

- ①欠席時対応加算の算定に必要な記録がされていなかった。
- ②記録はあるが、内容に不備があった。（「欠席の連絡あり」の記載のみであった等）
- ③利用日の前々日以前の連絡で算定していた。

3 介護（訓練等）給付費（加算）（5／22）

（欠席時対応加算）

【生活介護、自立訓練】

【改善のポイント】

加算の趣旨：欠席を放置せずに支援を行い、利用を促す。

加算の算定に必要な事項

あらかじめ利用を予定していた日に急病等で利用を中止

+

前々日～当日に中止連絡

+

利用者又はその家族等との連絡調整・その他の相談援助

+

利用者の状況相談援助内容等の記録

- ・ 欠席の連絡があった利用者名
- ・ 欠席理由及び欠席日
- ・ 引き続きサービスの利用を促すなどした相談援助の内容
- ・ 利用者からの欠席の連絡があった日時
- ・ 利用者の状況

+ 連絡者（利用者本人又はその家族など）

※記録様式を整備しておくことが必要

3 介護（訓練等）給付費（加算）（6／22）

（4）入院・外泊時加算

【施設入所支援】

利用者が病院等に入院した場合や居宅へ外泊した場合等に、所定単位数に代えて算定。

- ①入院・外泊時加算（Ⅰ）：入院・外泊の翌日から起算して8日まで算定可能。
- ②入院・外泊時加算（Ⅱ）：入院・外泊の翌日から起算して8日を超えた日から82日まで算定可能。

【指摘事例等】

- ①入院・外泊時加算（Ⅱ）の算定にあたり、支援内容が個別支援計画に定められていない。
- ②入院・外泊の際の支援内容を記録していない。

3 介護（訓練等）給付費（加算）（7／22）

（入院・外泊時加算）

【施設入所支援】

【改善のポイント】

- ・ 個別支援計画にあらかじめ入院（外泊）時に提供する支援内容を位置づけて利用者、家族等の同意を得る。（入院・外泊時加算（Ⅱ）算定の場合）
- ・ 9日を超える入院にあっては原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、日常生活上の支援を行い、具体的な支援内容について記録する。
（入院の場合、特段の事情により訪問ができなくなった場合は、その具体的な内容を記録すること。）
- ・ 行った支援内容の記録がない場合算定不可。

3 介護（訓練等）給付費（加算）（8／22）

（5）入院時支援特別加算

【施設入所支援】

家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が入院した際に、病院等を訪問し病院等との連絡調整や入院期間中の被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合に算定。

【留意事項】

- ・ 個別支援計画にあらかじめ入院時に提供する支援内容を位置づけ、利用者、家族等の同意を得る。
- ・ 4日未満の入院の場合には少なくとも1回以上、4日以上入院の場合には少なくとも2回以上病院又は診療所を訪問し、訪問時の支援内容を記録する。
※入院期間とは入院の初日及び最終日並びに入院・外泊時加算が算定される期間を除く。

3 介護（訓練等）給付費（加算）（9／22）

（6）地域移行加算

【療養介護、施設入所支援】

退所する利用者に対し、退所後の居住の場の確保や在宅サービスの利用調整等を行った場合に算定。

【留意事項】

- ・退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、利用者が退所後生活する居宅を訪問して退所後の居宅サービス等について相談援助及び連絡調整を行う。
- ・入所中に2回、退所後（退所後30日以内に居宅を訪問し相談援助を行った場合）1回算定可。
- ・退所後、病院または診療所・他の社会福祉施設等への入院・入所する場合は算定不可。死亡の場合も算定不可。
※「他の社会福祉施設等」には、福祉ホームやグループホームは含まれない。

3 介護（訓練等）給付費（加算）（10／22）

（7）リハビリテーション加算

【生活介護、自立訓練（機能訓練）】

リハビリテーションが必要な利用者に対し、リハビリテーション実施計画を作成し、個別のリハビリテーションを行った場合に算定。

【指摘事例等】

- ①原案作成後、概ね2週間以内及び概ね3月毎のアセスメントがされていない。
- ②カンファレンスの記録がない。
- ③利用者またはその家族に説明し、同意を得ていない。

3 介護（訓練等）給付費（加算）（11／22）

（リハビリテーション加算）

【生活介護、自立訓練（機能訓練）】

【改善のポイント】

- ・ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者が**共同して**リハビリテーション実施計画を**作成する**。
- ・ リハビリテーションマネジメントに係る**一連の手順**に沿って実施する。
- ・ アセスメント、カンファレンス等の**記録**を行う。

参照：「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」（平成21年3月31日障障発第0331003号）

3 介護（訓練等）給付費（加算）（12／22）

（8）食事提供体制加算

【生活介護、短期入所、自立訓練】

事業所の責任において食事を提供するための体制を整備した場合に算定。

【指摘事例等】

- ・市販の弁当を購入し提供していた日に算定していた。
- ・加算算定の届出内容と実態が相違していて、実態が要件を満たしていなかった。

【改善のポイント】

- ・出前や市販の弁当を購入して提供する方法（副菜を添える場合も含む）は、算定の対象とはならない。
- ・提供実績を確認の上、請求する。
- ・利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が日単位で支給されることから、算定できない。
- ・実態にあった届出を行うこと。

3 介護（訓練等）給付費（加算）（13／22）

（9）緊急短期入所受入加算

【短期入所】

指定短期入所の緊急利用を受け入れた場合に算定。

【指摘事例等】

- ・緊急利用者である記録がなく、要件を満たしていない状態で算定していた。

【改善のポイント】

- ①「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者。
- ②緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録する。

3 介護（訓練等）給付費（加算）（14／22）

（緊急短期入所受入加算）

【短期入所】

- ③算定対象期間は原則として7日以内。（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）

注：「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）Ⅱ 短期入所における取扱い」（令和2年6月19日付事務連絡）は、

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」（令和3年3月30日付事務連絡）において、令和3年3月サービス提供分をもって廃止となっている。

令和3年4月以降の加算算定については、臨時的な取扱いは適用されないため特に注意が必要。

3 介護（訓練等）給付費（加算）（15／22）

（10）福祉専門職員配置等加算

【療養介護、生活介護、自立訓練】

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図るための人員配置を評価した加算。

【指摘事例等】

- ・ 職員の退職や異動、産休等で、有資格者の割合が要件に該当しなくなったが、算定していた。

【改善のポイント】

- ・ 職員の入退職や異動、勤務形態の変更があった場合には、常勤者及び有資格者の割合を再計算する。

※人員基準上は、1月を超える職員の不在は「人員欠如」となるが、この加算においても同様。

3 介護（訓練等）給付費（加算）（16／22）

（11）療養食加算

【施設入所支援】

管理栄養士又は栄養士が配置されている施設等において、疾病治療の直接手段として主治医の発行した食事せんに基づき、療養食を提供した場合に算定。

【留意事項】

- ・ 医師の発行した食事せんがない、食事せんに医師のサイン等がない場合は算定不可。
- ・ 対象とならない療養食や検査の数値基準に達していないものについても算定不可。
- ・ 療養食用の献立を作成する。

3 介護（訓練等）給付費（加算）（17/22）

（12）栄養マネジメント加算

【施設入所支援】

栄養健康状態の維持や食生活の向上を図るため、利用者個別の健康状態に着目したマネジメントを評価する加算。

【留意事項】

- ・ 医師、管理栄養士、看護職員その他の職種が共同して栄養ケア計画を作成していない場合、計画の作成に係る一連の手続き等が行われていない場合は算定不可。
- ・ 定期的にモニタリング、スクリーニングを行う必要がある。
- ・ 栄養ケア計画の内容について、利用者またはその家族に説明し、同意を得る必要がある。 ⇒ 同意を得る前に加算算定を開始することは不可。

参照：「栄養マネジメント加算、経口移行加算、経口維持加算、口腔衛生管理体制加算及び口腔衛生管理加算に関する事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年4月6日障障発0406第1号）

3 介護（訓練等）給付費（加算）（18／22）

（13）送迎加算

【生活介護、短期入所、自立訓練】

利用者に対し、居宅等と事業所との間の送迎を行った場合に算定。

【指摘事例等】

- ・送迎加算（I）で届出を行っているが、平均利用者数が10名未満で算定していた。
- ・送迎を行ったことが記録から確認できない。
- ・送迎回数の実績と請求回数に相違があった。

3 介護（訓練等）給付費（加算）（19／22）

（送迎加算）

【生活介護、短期入所、自立訓練】

【改善のポイント】

- ・送迎の有無を漏らさず毎日記録し、報酬算定の際は送迎の事実が確認できるかチェックする。
（送迎の予定があったとしても家族が送迎した等実績が変わる場合もある）
- ・加算算定の届出内容を把握し、算定要件を満たしているか再度確認する。
- ・居宅以外でも、事業所の最寄り駅や集合場所との間の送迎も対象となるが、事前に利用者と合意の上、特定の場所を定めておく必要がある。

3 介護（訓練等）給付費（加算）（20／22）

（14）福祉・介護職員処遇改善加算

【療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練】

福祉介護人材の確保、賃金改善を図るための加算。

【指摘事例等】

- ・福祉・介護職員処遇改善計画を職員へ周知していなかった。
- ・支給対象でない職種の職員に支給していた。

【改善のポイント】

- ・福祉・介護職員処遇改善計画書については、全ての福祉・介護職員に対し、文書等（文書通知、回覧、掲示、メールによる通知）により周知し、当該周知の記録を残しておく。また、事業所内に計画書を置くだけでなく、会議等で内容を説明する。

参照：「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和4年7月22日障障発0722第1号）

3 介護（訓練等）給付費（加算）（21 / 22）

（15）個別支援計画への位置付けが必要な加算

個別支援計画への位置付けが必要な加算の例。以下に記載した以外にも個別支援計画の位置付けが必要な場合があるので、算定要件を確認すること。また、個別支援計画の同意月以降の算定となる。

加算名	該当サービス	備考
訪問支援特別加算	生活介護	
リハビリテーション加算	生活介護 機能訓練	リハビリテーション実施計画を作成
入院・外泊時加算（Ⅱ）	施設入所支援	
入院時支援特別加算	施設入所支援 宿泊型自立訓練	
地域生活移行個別支援特別加算	施設入所支援（加算Ⅱ） 宿泊型自立訓練	専門的支援が組み込まれた計画を作成
栄養マネジメント加算	施設入所支援	栄養ケア計画を作成
経口移行加算	施設入所支援	経口移行計画を作成
経口維持加算	施設入所支援	経口維持計画を作成
日中支援加算	宿泊型自立訓練	
長期入院時支援特別加算	宿泊型自立訓練	
帰宅時支援加算	宿泊型自立訓練	
長期帰宅時支援加算	宿泊型自立訓練	
夜間支援等体制加算（Ⅰ）	宿泊型自立訓練	

3 介護（訓練等）給付費（加算）（22/22）

【共通事項（ポイント）】

- ・加算を算定する際には、各加算の要件を確認し、要件を全て満たしているか定期的に確認することが有効。
- ・定期の人事異動以外にも、従業者の一部に変更があった際には、人員基準や加算算定の要件を再度確認する。（人の配置や記録要件、記録の役割分担など）
- ・加算を算定していることを従業者が承知し、加算の要件を満たしたサービス提供を行うことと、要件を満たしていることが明らかにわかるよう記録することが重要。
- ・請求事務に関して、過誤等を防ぐため、複数の職員が確認を行う。

■自主点検表の活用について

群馬県ホームページ トップページメニュー 「組織から探す」
>健康福祉部>監査指導課>障害福祉サービス/障害者支援施設自主点検表
(URL：<https://www.pref.gunma.jp/page/2094.html>)

【おわりに】

指定事業者として障害者総合支援法関係法令に則って、適切な事業所運営を行い、利用者に対するサービス向上に努めてください。

※法人として、労働基準法、消防法など関係法令を遵守する必要があります。

(参考)

・報酬告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)

・留意事項通知

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年10月31日障発第1031001号)